

〔関係資料〕

- 1 地方自治法（第100条第14項～第16項）
- 2 大阪市会政務活動費の交付に関する条例
- 3 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例
- 4 大阪市会政務活動費の交付に関する規則
- 5 大阪市会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱
- 6 大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱
- 7 参考様式集

1 地方自治法（第100条第14項～第16項）

【地方自治法（抄）】

第100条

1～13 省略

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 大阪市会政務活動費の交付に関する条例

大阪市会政務活動費の交付に関する条例

制 定 平13. 4. 1 条例25

最近改正 平27. 3.16 条例17

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大阪市会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員（次条第1項の規定により95,000円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

(政務活動費の月額等)

第3条 会派に対する政務活動費の月額は、570,000円又は95,000円のうちから各会派が選択した額に、各月の1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員（基準日に辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。）の数を乗じて得た額とする。

2 基準日において会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の会派に対する政務活動費は、交付しない。

3 交付対象議員に対する政務活動費は、基準日に交付対象議員である議員に対して交付するものとし、その月額は、475,000円とする。

4 基準日において交付対象議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の交付対象議員に対する政務活動費は、交付しない。

(交付日)

第4条 政務活動費は、各月の10日（5月にあっては、市長が定める日）に当月分を交付する。ただし、その日が大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たる場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日に交付する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報・広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、政務活動費を会派にあっては別表第1、交付対象議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者等)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派は、当該会派の所属議員のうちから、政務活動費に関する経理責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を明確に行わなければならない。

(収支報告書等の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、毎年度、市規則で定めるところにより、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを当該収支報告書に添付し、これを翌年度の4月30日までに大阪市会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該会派の経理責任者と連名で収支報告書を作成しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は交付対象議員が交付対象議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該交付対象議員であった者は、収支報告書を作成し、領収書等の写しを当該収支報告書に添付し、これを当該会派が解散した日又は当該交付対象議員が交付対象議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者であった者は、当該会派の経理責任者であった者と連名で収支報告書を作成しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、交付を受けた年度における政務活動費の総額から同年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した額を控除して残余の額がある場合は、速やかに当該残余の額を市長に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日（その日が市の休日に当たる場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日）から、インターネットの利用及び議長が別に定める方法により一般の閲覧に供する。

3 議長は、前項の規定による閲覧に係る収支報告書又は領収書等の写しの一部に非公開情報（大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号。以下「公開条例」という。）第7条に規定する非公開情報という。）が記録されているときは、公開条例第8条の規定の例により、当該収支報告書及び領収書等の写しを閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しについて、必要に応じて調査を行う等、政

務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平27.3.16条例17)

- 1 この条例は、平成27年4月30日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

改正

平13. 9.21 条例73	平14. 3.31 条例55	平18. 3.31 条例11
平20. 9.19 条例74	平21. 3.30 条例10	平22.12.15 条例75
平25. 2.18 条例2	平27. 3.16 条例17	

別表第1（第5条関係）

費 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務活動のために行う視察等を含む。
研修費	会派が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における調査研究等政務活動のための会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴費	会派が行う調査研究等政務活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費
事務所費	会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費

別表第2（第5条関係）

費 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務活動のために行う視察等を含む。
研修費	議員が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	議員の調査研究等政務活動のための会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う調査研究等政務活動のために必要となる資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究等政務活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴費	議員が行う調査研究等政務活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに議員の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
人件費	議員が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	議員が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費
事務所費	議員が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費

3 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例

制 定 平20. 12. 26 条例94

最近改正 平29. 3. 29 条例21

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）に基づく政務活動費の月額、平成25年3月1日から平成30年3月31日までの間において、同条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29. 3. 29 条例 21）

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平 22. 12. 15 条例 76 平 24. 3. 30 条例 35 平 25. 2. 18 条例 3

平 25. 3. 29 条例 49 平 26. 3. 17 条例 33 平 27. 3. 16 条例 18

平 28. 3. 30 条例 37 平 29. 3. 29 条例 21

4 大阪市会政務活動費の交付に関する規則

大阪市会政務活動費の交付に関する規則

制 定 平 13.4. 1 規則 28

最近改正 平 25.2.28 規則 10

(趣旨)

第 1 条 大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年大阪市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(政務活動費交付申請書等)

第 2 条 条例第 2 条の規定により政務活動費の交付を受けようとする大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）の代表者及び交付対象議員（条例第 2 条に規定する交付対象議員をいう。以下同じ。）は、毎年度、第 1 号様式による政務活動費交付申請書を大阪市会議長（以下「議長」という。）を經由して市長に提出しなければならない。

2 前項の政務活動費交付申請書の記載事項に変更があったときは、会派の代表者及び交付対象議員は、速やかに第 2 号様式による政務活動費交付変更申請書を議長を經由して市長に提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに第 3 号様式による会派解散届を議長を經由して市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る会派又は交付対象議員に対して交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に対し、第 4 号様式による政務活動費交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前条第 2 項の規定による申請（政務活動費の額の変更に係るものに限る。）を受けた場合において、前項の規定による決定に係

る政務活動費の額を変更すべきであると認めるときは、当該額を変更する決定をし、当該申請に係る会派の代表者に対し、第5号様式による政務活動費交付変更決定通知書により通知するものとする。

(政務活動費交付請求書)

第4条 会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとする月ごとに、第6号様式による政務活動費交付請求書を同月3日(1月、5月及び11月にあつては、市長が定める日)までに議長を經由して市長に提出しなければならない。

(収支報告書等)

第5条 条例第7条第1項及び第2項の収支報告書は、第7号様式によるものとする。

2 条例第7条第1項及び第2項の領収書等の写しは、条例別表第1及び条例別表第2の費目欄に掲げる費目ごとに分類して提出しなければならない。

3 議長は、条例第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しの写しを市長に送付しなければならない。

(支出関係書類の保存)

第6条 政務活動費の支出の内容を示す書類は、会派及び交付対象議員において適正に整理し、保存するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大阪市会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則の廃止)

2 大阪市会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則(平成4年大阪市規則第91号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規則の規定に基づき交付した調査研究費に係る収支決算書の提出及び剰余金の返還については、なお従前の例による。

附 則 (平25.2.28規則10)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の大阪市会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項に規定する政務調査費交付申請書及び同条第2項に規定する政務調査費交付変更申請書は、それぞれ、この規則による改正後の大阪市会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項に規定する政務活動費交付申請書及び同条第2項に規定する政務活動費交付変更申請書とみなす。

改正

平 18. 3. 31 規則 58

平 22. 3. 26 規則 12

平 25. 2. 28 規則 10

第1号様式（第2条関係）（A4）

ア 会派用

<p>政務活動費交付申請書</p>	
<p>平成 年 月 日</p>	
<p>大阪市長 様 (大阪市会議長経由)</p>	<p>会派の名称及び 代表者の氏名印 ○</p>
<p>政務活動費の交付を受けたいので、大阪市会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
<p>会 派 の 名 称</p>	
<p>結 成 年 月 日</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>代 表 者 氏 名</p>	
<p>経 理 責 任 者 氏 名</p>	
<p>所属議員数(月1日現在)</p>	<p>名</p>
<p>交付申請額(平成 年度分)</p>	<p>円</p>

イ 交付対象議員用

政務活動費交付申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様
(大阪市会議長経由)

交付対象議員の氏名印 ○

政務活動費の交付を受けたいので、大阪市会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

所属する会派の名称	
交付申請額（平成 年度分）	円

第2号様式（第2条関係）（A4）

ア 会派用

政務活動費交付変更申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様
（大阪市会議長経由）

会派の名称及び
代表者の氏名印 ○

政務活動費交付申請書の記載事項に変更があったので、大阪市会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
会 派 の 名 称			平成 年 月 日
代 表 者 氏 名			平成 年 月 日
経 理 責 任 者 氏 名			平成 年 月 日
所 属 議 員 数	名	名	平成 年 月 日
交付申請額(平成 年度分)	円	円	平成 年 月 日

イ 交付対象議員用

政務活動費交付変更申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

(大阪市会議長経由)

交付対象議員の氏名印 ○

政務活動費交付申請書の記載事項に変更があったので、大阪市会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
交 付 対 象 議 員 の 氏 名			平 成 年 月 日
所 属 す る 会 派 の 名 称			平 成 年 月 日

第3号様式（第2条関係）（A4）

会 派 解 散 届

平成 年 月 日

大阪市長 様

（大阪市会議長経由）

解散した会派の名称
及び代表者であった
者の氏名印

○

会派を解散したので、大阪市会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、次のとおり届けます。

会 派 の 名 称	
解 散 年 月 日	平成 年 月 日

第4号様式（第3条関係）（A4）

ア 会派用

政務活動費交付決定通知書

平成 年 月 日

会派代表者 様

大阪市長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について次のとおり決定したので、大阪市会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により通知します。

交付決定額（平成 年度分）	円
---------------	---

イ 交付対象議員用

政務活動費交付決定通知書

平成 年 月 日

様

大阪市長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について次のとおり決定したので、大阪市会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により通知します。

交付決定額（平成 年度分）	円
---------------	---

第5号様式（第3条関係）（A4）

政務活動費交付変更決定通知書

平成 年 月 日

会派代表者 様

大阪市長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった政務活動費の額の変更について次のとおり決定したので、大阪市会政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により通知します。

	変更前	変更後
交付決定額 (平成 年度分)	円	円

第6号様式（第4条関係）（A4）

ア 会派用

政務活動費交付請求書

平成 年 月 日

大阪市長 様
(大阪市会議長経由)

会派の名称及び
代表者の氏名印 ○

大阪市会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、次のとおり平成 年 月分の政務活動費を請求します。

所属議員数(月 1 日現在)	名
交 付 請 求 額	円

イ 交付対象議員用

政務活動費交付請求書

平成 年 月 日

大阪市長 様
(大阪市会議長経由)

交付対象議員の氏名印 ○

大阪市会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、次のとおり平成 年 月分の政務活動費を請求します。

交 付 請 求 額	円
-----------	---

第7号様式（第5条関係）（A4）

ア 会派用

平成 年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書

平成 年 月 日

大阪市会議長

様

会派の名称及び

代表者の氏名印

○

経理責任者の氏名印

○

会派が解散した場合にあっては、当該会派の名称並びに代表者であった者の氏名印及び経理責任者であった者の氏名印

大阪市会政務活動費の交付に関する条例第7条 第1項 の規定により、次のとおり平成 年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書を提出します。

(単位：円)

区分	費 目	金 額	備 考
収入	政 務 活 動 費		
	合 計 ①		
支 出	調 査 研 究 費		
	研 修 費		
	会 議 費		
	資 料 作 成 費		
	資 料 購 入 費		
	広 報・広 聴 費		
	人 件 費		
	事 務 費		
	事 務 所 費		
	要 請・陳 情 活 動 費		
	合 計 ②		
残 額			
(①－②)			

イ 交付対象議員用

平成 年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書

平成 年 月 日

大阪市会議長

様

交付対象議員の氏名印

○

交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合にあつては、当該交付対象議員であった者の氏名印

大阪市会政務活動費の交付に関する条例第7条 第1項 第2項 の規定により、次のとおり平成 年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書を提出します。

(単位：円)

区分	費 目	金 額	備 考
収入	政 務 活 動 費		
	合 計 ①		
支 出	調 査 研 究 費		
	研 修 費		
	会 議 費		
	資 料 作 成 費		
	資 料 購 入 費		
	広 報・広 聴 費		
	人 件 費		
	事 務 費		
	事 務 所 費		
	要 請・陳 情 活 動 費		
	合 計 ②		
残 額 (①－②)			

5 大阪市会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

大阪市会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

制 定 平 18. 3. 31 議長決定

最近改正 平 27. 4. 27 議長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号。以下「条例」という。）第9条第2項に規定する、議長が別に定める方法による収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 閲覧場所は、大阪市役所本庁舎7階市会図書室とする。

(閲覧時間)

第3条 閲覧時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第4条 次に掲げる日は、閲覧業務を行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第5条 前条に定める日のほか、収支報告書等の整理その他大阪市会議長（以下「議長」という。）が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することがある。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等は、第2条の場所以外に持ち出すことができない。
- (2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- (3) 閲覧した収支報告書等は、元の場所に返却すること。
- (4) 閲覧場所には、カメラ、ビデオ及びコピー機器並びに危険物その他他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (5) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙など他の閲覧者の迷惑になる行為をしない

こと。

(6) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される政務調査費について適用する。

附 則（平27.4.27議長決定）

- 1 この要綱は、平成27年4月30日から施行する。
- 2 この改正要綱による改正後の大阪市会政務活動費収支報告書の閲覧に関する要綱の規定は、この改正要綱の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

改正

平22.3.26議長決定 平23.6.30議長決定 平25.2.28議長決定

平27.4.27議長決定

6 大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱

大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱

制 定 平 18. 7. 25 議長決定

最近改正 平 25. 2. 28 議長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市会政務活動費の交付に関する条例(平成13年大阪市条例第25号。以下「条例」という。)及び大阪市会政務活動費の交付に関する規則(平成13年大阪市規則第28号。以下「規則」という。)に定める政務活動費の取扱いについて必要な事項を、地方自治法第104条に規定する議長の権限に基づき定めるものとする。

(出納手続等)

第2条 条例第2条の規定により政務活動費の交付を受けようとする大阪市会における会派(以下「会派」という。)及び交付対象議員(条例第2条に規定する交付対象議員をいう。以下同じ。)は、政務活動費の執行にあたり、条例、規則、要綱に基づき、運用基準や出納手続を定めるなど、各々の責任において適切な取扱いに努めなければならない。

2 政務活動費の出納手続等は、条例、規則に定める規定の他、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会派の代表者及び交付対象議員はその支出の決定を行わなければならない。
- (2) 政務活動費の支出にあたっては、政務活動に要した経費の実費に充当しなければならない。
- (3) 政務活動費の支出にあたっては、原則として領収書等証憑類を徴しなければならない。
- (4) 会派の経理責任者及び交付対象議員は、政務活動費の経理を明確にするため、出納簿、帳票類の記載や、支出の根拠となる領収書等証憑類を整理し、保存するものとする。
- (5) 政務活動費は、他の目的等で支給される経費と重複して支給してはならない。
- (6) 会派及び交付対象議員が他の関係団体等と共同で政務活動を実施する場合は、当該会派及び交付対象議員と関係団体等との間で、経費の負担割合等を明らかに

しなければならない。

3 政務活動費の交付を受ける際の口座振込手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政務活動費の交付を受ける際に、口座振込を希望する会派及び交付対象議員は、政務活動費口座振込申請書（第1号様式）に必要事項を記載の上、議長を経由して市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の申請書の内容に変更が生じた場合には、政務活動費口座振込変更申請書（第2号様式）に必要事項を記載の上、議長を経由して市長に提出しなければならない。

（支出制限）

第3条 次の各号に掲げる経費は、政務活動費を支出することができない。ただし、政務活動に資する経費部分については、この限りでない。

- (1) 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費
 - (2) 会議等に伴う飲食以外の飲食経費
 - (3) 選挙活動に属する経費
 - (4) 政党活動に属する経費
 - (5) 後援会活動に属する経費
 - (6) 私的活動に属する経費
 - (7) その他政務活動の目的に合致しない経費
- 2 会派及び交付対象議員の活動に要した経費のうち、政務活動費を全額充当することが不相当であることが明らかな場合は、実態に則して適切に按分し、政務活動に資する経費相当額を計上しなければならない。

（帳票類等の整理保存等）

第4条 条例別表第1及び別表第2に掲げる費目については、次の各号に掲げる基準に従って、適正に帳票類等を整理し、保存するものとする。

(1) 調査研究費

ア 会派及び交付対象議員が、政務活動のため出張したときは、速やかに政務活動記録簿（第3号様式）に出張内容を記載し又は出張内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

イ 会派及び交付対象議員が、他の団体又は個人に調査等を委託しようとするときは、調査委託内容、契約期間、委託金額、委託先及び成果物の納入等を記載した業務委

託契約書により契約し、これらの関係書類を整理し、保存するものとする。

(2) 研修費

ア 研修会、講演会等を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等の書類を会派及び交付対象議員において整理し、保存するものとする。

イ 他の団体が開催する研修会、講演会等に参加したときは、会派及び交付対象議員において、政務活動記録簿（第3号様式）に当該会議内容を記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(3) 会議費

会議等に伴う飲食経費については、1件1人につき5,000円を超えるものについては、年月日、場所、相手方の氏名、会議の内容及び金額等を、会派及び交付対象議員において、政務活動記録簿（第3号様式）に記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(4) 資料作成費

作成した資料は、会派及び交付対象議員において整理し、保存するものとする。

(5) 資料購入費

購入した図書及び資料は、会派及び交付対象議員において適切に整理し、保存するものとする。

(6) 広報・広聴費

広報・広聴活動を実施した際は、会派及び交付対象議員において、政務活動記録簿（第3号様式）に記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(7) 人件費

補助職員を雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日及び雇用期間等を記載した職員雇用台帳を備えるものとする。

(8) 事務所費

ア 事務所を設置したときは、事務所の事務所名、所在地、延べ床面積等を記載した事務所台帳を備えるものとする。

イ 事務所賃料を支出したときは、事務所台帳に賃貸借契約書の写しを添付しなければならない。

(9) 要請・陳情活動費

要請、陳情活動を実施した際は、会派及び交付対象議員において、政務活動記録簿（第3号様式）に記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

2 前項各号により作成された帳票類等は、出納簿、証憑類等と共に、当該支出に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

3 前項の規定は、会派が解散した場合は、経理責任者であったものが、交付対象議員に事故があった場合は、その相続人が、その任を負わなければならない。

（収支報告書等の提出）

第5条 条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長あて提出する領収書等の写しは、領収書等貼付用紙（第4号様式）にそれぞれ貼付するとともに、必要事項を記載し、また、領収書等添付一覧（第5号様式）に必要事項を記載し、双方を議長に提出しなければならない。

2 政務活動に要した経費が領収書等を徴することができない場合には、政務活動記録簿（第3号様式）に支出内容を記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、会派の代表者又は交付対象議員の捺印により、領収書に代えるものとする。

3 交付対象議員に事故があった場合は、その相続人が、収支報告書等の提出等を行わなければならない。

（収支報告書等の検査等）

第6条 議長は、条例第7条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し等（以下「収支報告書等」という。）の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、収支報告書等の記載について説明を求めることができる。ただし、検査の実施にあたっては、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務活動費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならない。

2 議長は、前項の検査の結果、収支報告書等の記載に不適切なものと認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、その修正を命ずることができる。

3 議長は、修正された収支報告書等の提出があったときは、その写しを市長に送付

しなければならない。

(議長・副議長不在の際の事務)

第7条 議員の一般選挙時等における議長、副議長が共に不在の際の政務活動費に係る事務については、市会事務局長が行う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年度交付の政務活動費から適用する。

附 則 (平25.2.28議長決定)

- 1 この改正要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この改正要綱による改正後の大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱の規定は、この改正要綱の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

改正

平22.3.26議長決定 平25.2.28議長決定

ア 会派用

政務活動費口座振込申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

会派の名称及び

代表者の氏名印 ○

政務活動費の交付を受けたいので、政務活動費の口座振込を下記のとおり申請します。

政務活動費口座振込登録口座

- ・ 2つ以上の口座に振込むことはできません。
- ・ 振込口座は会派の口座に限ります。

金 融 機 関 名			
コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫	
		労働金庫・商工金庫	
		農林金庫・信用組合	
店 名		預 金 種 目	1. 普通預金
コード	フリガナ	(○印で選択)	2. 当座預金
	本店・支店・出張所 本所・支所	口 座 番 号	
口座名義	フリガナ		

イ 議員用

政務活動費口座振込申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

氏名印

政務活動費の交付を受けたいので、政務活動費の口座振込を下記のとおり申請します。

政務活動費口座振込登録口座

- ・ 2つ以上の口座に振込むことはできません。
- ・ 振込口座は議員の口座に限ります。

金 融 機 関 名			
コード	フリガナ		銀行・信託銀行・信用金庫
			労働金庫・商工金庫
			農林金庫・信用組合
店 名		預 金 種 目	1. 普通預金
コード	フリガナ	(○印で選択)	2. 当座預金
	本店・支店・出張所 本所・支所	口 座 番 号	
口座名義	フリガナ		

ア 会派用

政務活動費口座振込変更申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

会派の名称及び

代表者の氏名印

○

政務活動費口座振込申請書の記載事項に変更がありますので、政務活動費の口座振込を下記のとおり変更申請します。

政務活動費口座振込登録口座

- ・ 2つ以上の口座に振込むことはできません。
- ・ 振込口座は会派の口座に限ります。

金 融 機 関 名			
コード	㊦㊧㊨	銀行・信託銀行・信用金庫	
		労働金庫・商工金庫	
		農林金庫・信用組合	
店 名		預 金 種 目	1. 普通預金
コード	㊦㊧㊨	(○印で選択)	2. 当座預金
		口 座 番 号	
	本店・支店・出張所 本所・支所		
口座名義	㊦㊧㊨		

イ 議員用

政務活動費口座振込変更申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

氏名印 ○

政務活動費口座振込申請書の記載事項に変更がありますので、政務活動費の口座振込を下記のとおり変更申請申します。

政務活動費口座振込登録口座

- ・ 2つ以上の口座に振込むことはできません。
- ・ 振込口座は議員の口座に限ります。

金 融 機 関 名			
コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫	
		労働金庫・商工金庫	
		農林金庫・信用組合	
店 名		預 金 種 目	1. 普通預金
コード	フリガナ	(○印で選択)	2. 当座預金
	本店・支店・出張所 本所・支所	口 座 番 号	
口座名義	フリガナ		

政務活動記録簿

会派（議員）

年 月 日	平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）			
場 所				
相 手 方				
参加者氏名				
目的・内容 ・ 結果等				
上記活動に 要した経費	行 き 先	利用交通機関	積 算	金 額
				円
				円
				円
				円
	宿 泊 費		円	内訳：
	会 議 費		円	内訳：
	資料購入費		円	内訳：
そ の 他 ()		円	内訳：	
備 考				

* 結果報告等について、スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 <small>※該当する費目に✓をつける</small> <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報・広聴費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	支出額 <small>※政務活動費充当額を記入</small> 円
	支出年月日 平成 年 月 日
	使用者 <small>※領収書で明白な場合は記入不要</small>
支出内容	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

7 参考様式集

事 務 所 台 帳

会派（議員）

事 務 所 名	所 在 地	延べ床面積（㎡）
	電話（ ） —	

職員雇用台帳

会派（議員）

氏名	住所	生年月日	雇用期間
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日

従 事 者 一 覧

会派（議員）

事務所名	氏 名	住 所	生年月日	派遣契約等相手方	派遣契約等期間
		電話（ ） —	年 月 日		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
		電話（ ） —	年 月 日		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
		電話（ ） —	年 月 日		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
		電話（ ） —	年 月 日		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
		電話（ ） —	年 月 日		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
		電話（ ） —	年 月 日		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
		電話（ ） —	年 月 日		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
		電話（ ） —	年 月 日		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日

政務調査業務委託契約書

収入
印紙

1 委託業務の名称

2 委託調査の目的

3 委託調査事項

4 契約期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5 業務委託料

_____ 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に105分の5を乗じて得た額である。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所
氏名

Ⓜ

受注者 住所
氏名

Ⓜ

(目 的)

第 1 条 本委託契約は、_____が大阪市政の調査研究をするため、
_____に関する業務を行うことを目的とする。

(業務の内容及び方法)

第 2 条 調査業務等の内容及び方法は、別紙「政務調査業務等仕様書」による。なお、その他、必要に応じて発注者は受注者に対して特別調査を指示する場合がある。

(委託料の支払い)

第 3 条 発注者は、この契約により受注者の行う業務に対し委託料を支払う。

(契約内容の変更)

第 4 条 契約の内容を改める必要が生じた場合は、双方協議の上決定する。

(報告、検査及び業務の改善)

第 5 条 発注者は、受注者の業務について随時検査を行い、又は報告を求め、必要があるときは受注者と協議の上、業務の変更を求めることができる。

(遵守事項)

第 6 条 受注者は、業務履行中に知り得た秘密を他にもらしてはならない。

2 受注者は、業務履行については善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

3 受注者は、業務履行について、必要に応じて発注者の責任者と協議の上行わなければならない。

(第三者の損害)

第 7 条 受注者は、業務上第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負う。

(権利義務の譲渡等)

第 8 条 本契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又はその業務を第三者に委託し、若しくは請負わせてはならない。ただし、発注者が承認した場合はこの限りでない。

(契約保証金)

第 9 条 契約保証金は免除する。

(契約の解除)

第 10 条 発注者及び受注者はいつでも本契約を解除することができる。

2 発注者が本契約を解除するときは 1 ヶ月分に相当する委託料を受注者に支払うものとする。

3 受注者が本契約を解除するときは発注者に対し一切の委託料を請求することができない。

(補 則)

第 11 条 この契約書に定めのない事項については必要に応じて発注者・受注者が協議して定めることとする。

政務調査業務仕様書

1 調査対象

2 調査方法

3 調査内容

4 成果物

5 納入期限

6 納入場所

平成18年8月 作成
平成22年3月 改訂
平成25年4月 改訂
平成26年4月 一部改訂
平成26年6月 一部改訂
平成27年4月 一部改訂
平成28年4月 一部改訂
平成29年4月 一部改訂